

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計 画 主 体	北海道苫前郡羽幌町

羽幌町鳥獣被害防止計画

<連 絡 先>

担 当 部 署 名	北海道苫前郡羽幌町役場農林水産課
所 在 地	北海道苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1
電 話 番 号	0164-62-1211
F A X 番 号	0164-62-1219
メールアドレス	n-nousei@town.haboro.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、アザラシ類、トド
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道苫前郡羽幌町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	34.9ha 6,270千円
	小麦	10.4ha 1,280千円
	大豆	5.3ha 805千円
	そば	0.5ha 200千円
ヒグマ	人家付近への出没対応	箱わな設置 1箇所
		看板設置 1箇所
		目撃情報 1件
アライグマ	トウモロコシ	0.1ha 10千円
	野菜	0.2ha 200千円
キツネ	—	—
アザラシ類・トド	漁具（かれい刺網他）	— 15,595千円

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
エゾシカ	出没頻度や被害状況については、ここ数年変わらず推移し、被害の多くは積雪期を除く4月～11月に集中しており、特に雪解け期から初夏にかけて活動が活発で、稲の苗や大豆などの新芽や葉の食害などがあり、稲刈り時期の9月以降にも活動が盛んで、稲の踏み荒らしや秋小麦の新芽の食害などが多発している。また、積雪後も雪を掘り起こしている姿も確認されている。
ヒグマ	ヒグマの出没の頻度は一定ではないが、例年6月～10月に目撃されている。主に、郊外の農地や林道で足跡が発見されている。
アライグマ	野菜、トウモロコシの食べ散らかしなど農作物に被害があり、近年の捕獲実績を踏まえると、生息数は確実に増加しており、生息域も拡大している。
キツネ	キツネによる明らかな農業被害の報告はないが、アライグマの箱わなによる錯誤捕獲が頻繁にみられるなど、生息数は増加傾向にあることがうかがえる。また、生息域は町

	内全域に及び、市街地においては徘徊やゴミの食べ散らかし等による生活環境エリアへの出没被害があり、餌付け行為により人間に接近することでエキノコックス感染症による被害が懸念される。
アザラシ類・トド	1年を通じて羽幌・天売島・焼尻島沖合に来遊し、刺網や島の小定置網内の水産物を食い荒らし、漁具にも被害を与えている。来遊する期間は年々延びている傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
エゾシカ	被害面積	51.1ha	35.7ha
	被害金額	8,555千円	5,988千円
ヒグマ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アライグマ	被害面積	0.3ha	0.1ha
	被害金額	210千円	70千円
キツネ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
アザラシ類・トド	被害面積	—	—
	被害金額	15,595千円	10,916千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
エゾシカ捕獲等に関する取組	<p>毎年4月から翌年3月までの間、猟友会に委託し、銃器・わなによる駆除を実施している。</p> <p>また、毎年2月から3月にかけて、羽幌町鳥獣被害対策実施隊が銃器による一斉捕獲活動を実施しているほか、12月から翌年3月までの間、農業を営む実施隊員が中心となり、ICT技術（遠隔監視操作システム・自動撮影カメラ）を導入した誘導捕獲柵わな（囲いわな）による駆除を実施している。</p>	<p>猟友会会員の高齢化に伴う捕獲の担い手の育成が課題となっている。</p> <p>また、町内にはエゾシカ肉や皮等の利活用施設がなく、廃棄物処理施設への無制限な搬入が困難であるため、増加する捕獲個体の処理費対策や有効活用の方法などが課題となっている。</p>
ヒグマ捕獲等に関する取組	<p>人家近くへの出没に関しては、ハンターの見回り巡回や</p>	<p>ヒグマの出没が夜間に多いことや非常に敏感な性質であ</p>

	<p>箱わなの設置を行い、捕獲に努めているが、被害防止対策としては追払いを基本として行う。</p>	<p>ることから捕獲実績は上がっていない。 ゴミや廃棄農作物の適正管理など誘引物除去対策は重要な課題となっている。</p>
アライグマ捕獲等に関する取組	<p>近年急増しており、農作物への被害が出ているため、箱わな等による捕獲・駆除を実施している。</p> <p>3月～4月の春季には、前年の捕獲実績が多い区域を対象にフィールド調査を実施し、水辺周辺などに集中的に箱わなを設置し、出産前の個体の駆除を行うことで生息数の減少に努めている。</p>	<p>箱わな等による捕獲を長期的に継続して実施することにより、繁殖や生息地の拡大を防ぐ必要がある。</p> <p>また、箱わなへのカラスやキツネ、タヌキなどの錯誤捕獲も多く、効率的な捕獲方法を検討するとともに、獰猛な個体が多いことから駆除者の安全対策も同時に講じていく必要がある。</p>
キツネ捕獲等に関する取組	<p>箱わな等による捕獲を実施している。</p>	<p>箱わな等による捕獲を長期的に継続して実施することにより、繁殖や生息地の拡大を防ぐ。</p>
アザラシ類・トド捕獲等に関する取組	<p>トドは、天売・焼尻両島地区に限って平成13年度まで、年10頭以内の駆除事業を実施。平成15年以降は被害対策として刺網購入費用の助成に切替えて実施している。</p> <p>平成19年度から北るもい漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会からトド採捕承認を得て、アザラシ類は有害鳥獣駆除許可により、駆除・追い払いを猟友会のハンターへ委託している。</p>	<p>アザラシ類・トドの駆除は、上陸個体について実施しているが、上陸個体は天売・焼尻両島に限られており、ハンターを羽幌から派遣するため、迅速な対応が難しく成果が出ない状況にある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成22年度にエゾシカ侵入防止柵を延長 95,000m整備したことにより、被害地域である農地のほぼ全体をカバーしている。今後、未設置地区を対象に整備を検討する。</p>	<p>エゾシカは、電気柵を越えたり、電流が弱まると倒して侵入するなど、完全に防護することができない状況にある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>農地及び集落施設周辺、山際の草刈り等による環境美化</p>	<p>生息地となる山林の放棄果樹の伐採などの生息環境整備</p>

	活動を実施することで、鳥獣が隠れられる場所をなくすなど防除を行っている。	に取り組んでいく必要がある。
--	--------------------------------------	----------------

(5) 今後の取組方針

<p>エゾシカの被害防止対策に関しては、実施した鳥獣被害に関するアンケート結果から、エゾシカによる農作物の被害が依然として多く、駆除要望が強いことから、猟友会に委託する有害鳥獣駆除の取組を更に拡充するとともに、遠隔監視システムや自動撮影カメラ等のICT機器を活用した誘導捕獲柵わな（囲いわな）により、拡大する生息数の減少を目指すとともに、農作物被害を防止するため、電気柵以外にも有効な侵入防止対策を模索することとする。</p> <p>また、猟友会会員の高齢化により担い手が減少しているため、新たに狩猟免許を取得する者や経験の浅い担い手に対して、OJT研修を実施することにより、捕獲技術の向上と伝承に努めていくものとする。</p> <p>ヒグマの対策に関しては、捕獲を前提に行うことなく、従来どおり人家近くへの出没に対して追い払いを基本に取り組むこととする。</p> <p>アライグマの対策に関しては、箱わなやエッグトラップによる捕獲を行い農作物への被害防止に努める。</p> <p>キツネの対策に関しては、箱わなによる捕獲を行い、農作物への被害防止に努める。</p> <p>アザラシ類・トドの対策は、被害抑制のため銃器を用いた追い払い及び駆除を行うとともに、漁業者への被害対策として刺網購入費に対する助成の継続を行うこととする。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>羽幌町鳥獣被害防止協議会（以下「協議会」という。）の構成員及び狩猟免許取得者の中から実施隊員を町長が指名または任命し、対象鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>エゾシカ及びヒグマの捕獲等は、羽幌町及び協議会の管理監督の下、実施隊員が猟銃、誘導捕獲柵わな（囲いわな）、箱わな等による捕獲等を実施する。</p> <p>アライグマの捕獲は、地域住民の協力の下、羽幌町職員が箱わなやエッグトラップにより捕獲を実施する。</p> <p>キツネの捕獲は、羽幌町及び協議会の管理監督の下、許可のある実施隊員が箱わなにより捕獲を実施する。</p> <p>アザラシ類・トドについては、捕獲に関する各申請は協議会の構成員である北るもい漁業協同組合が行い、捕獲等は羽幌町及び協議会の管理監督の下、狩猟免許のある実施隊員が猟銃により実施する。</p> <p>なお、エゾシカ及びヒグマ、アザラシ類・トドの捕獲等は、遠距離から安全かつ正確に仕留めることができ、短時間で効率よく捕獲を行うために、猟銃所持許可のある実施隊員についてはライフル銃を使用できるものとする。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ アザラシ類・ トド	<p>猟銃所持許可取得に関する初心者講習会受講費用、狩猟免許試験予備講習参加費用及び狩猟免許試験申請手数料相当額の助成（許可取得後の実行隊参加を条件とする。）</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した新規猟銃取得費の支援</p>
令和5年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ アザラシ類・ トド	<p>猟銃所持許可取得に関する初心者講習会受講費用、狩猟免許試験予備講習参加費用及び狩猟免許試験申請手数料相当額の助成（許可取得後の実行隊参加を条件とする。）</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した新規猟銃取得費の支援</p>
令和6年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ キツネ アザラシ類・ トド	<p>猟銃所持許可取得に関する初心者講習会受講費用、狩猟免許試験予備講習参加費用及び狩猟免許試験申請手数料相当額の助成（許可取得後の実行隊参加を条件とする。）</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した新規猟銃取得費の支援</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
エゾシカ	<p>エゾシカの生息数は、北海道全体で依然高止まりしている状況にあり、そのことは町内の農家を対象に行った鳥獣被害に関するアンケート結果とも一致していた。</p> <p>このことから、今後も更なる捕獲強化に取り組む必要があるため、捕獲目標数は北海道が設定した市町村捕獲プラン目標数の350頭とする。ただし、鳥獣保護区内での捕獲は行わない。</p>
ヒグマ	<p>追払いを原則とするため捕獲目標数は定めない。</p> <p>繰り返しの出没や人身事故のおそれの高い個体については捕獲するが、出没が夜間に多いため箱わなの併用を行う。居住地区に近接する鳥獣保護区（離島を除く。）については状況により捕獲対象区域に加える。</p>
アライグマ	<p>近年、捕獲数は右肩上がりであり、令和2年度には過去最高の143頭を捕獲し、被害額も増加していることから、捕獲目標数をこれまでの90頭から100頭へ増やし、被害防止対策の強化を図る。</p>
キツネ	<p>以前から継続して農業被害等が発生していることから、捕獲目標数を定め、被害防止対策を講じる。</p>

アザラシ類・トド	アザラシ類は、北海道の有害鳥獣駆除許可の範囲内で追払い及び駆除を実施する。トドは、北海道連合海区漁業調整委員会による捕獲承認の範囲内で実施する。捕獲目標数は各30頭とする。
----------	--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	350頭	350頭	350頭
ヒグマ	—	—	—
アライグマ	100頭	100頭	100頭
キツネ	10頭	10頭	10頭
アザラシ類・トド	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカは、銃器及びわなを使用し、4月～翌年3月までの1年間を捕獲期間とする。</p> <p>ヒグマは、銃器及び箱わなを使用し、4月～11月を捕獲期間とする。</p> <p>アライグマは、箱わなやエッグトラップにより捕獲効率のよい4～11月にかけて一斉捕獲を実施し、それ以外の期間については出没状況により随時捕獲を行う。</p> <p>キツネは、箱わなにより被害の多い7月～8月にかけて一斉捕獲を実施し、それ以外の期間については出没状況により随時捕獲を行う。</p> <p>アザラシ類・トドは、銃器を使用し、11月～翌年5月までを捕獲期間とする。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカ及びヒグマにあつては、ライフル銃を使用することにより、遠距離から正確に仕留めることができるため安全であり、短時間で効率よく捕獲を行うことができる。有害鳥獣の痕跡を追いながら広範囲を探索し、ライフルの射程内で仕留める。</p> <p>捕獲の実施時期は、エゾシカは毎年度4月1日～翌年3月31日までの1年間、ヒグマは4月～11月とし、羽幌町内一円を範囲として捕獲を行う。</p> <p>アザラシ類・トドにあつては、海上の岩場などに生息しており、至近距離からの捕獲が困難であるため、遠距離から正確に射撃を行うことができるライフル銃が必要となる。捕獲の実施時期は11月～翌年5月までとし、天売島・焼尻島周辺を範囲として捕獲を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
羽幌町内全域	エゾシカ

4. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

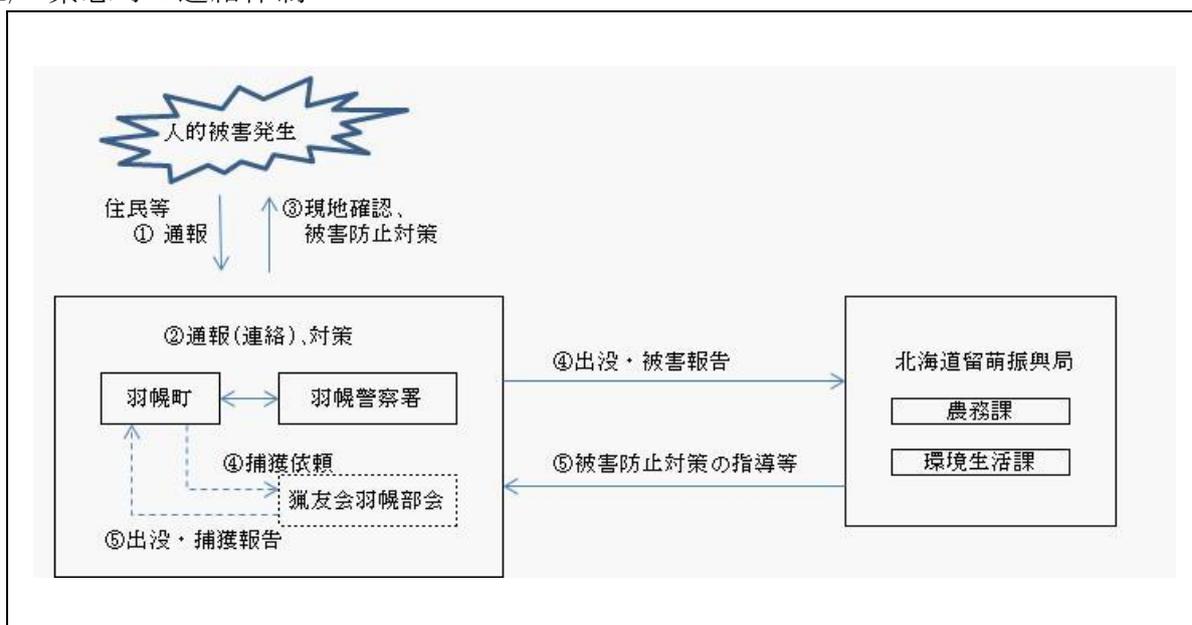
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	アザラシ類・トド	刺網購入費助成 アザラシ類の生態調査、研究支援
	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ	誘引物の除去に関する指導、対応 農地及び集落施設周辺、山際の草刈り
令和5年度	アザラシ類・トド	刺網購入費助成 アザラシ類の生態調査、研究支援
	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ	誘引物の除去に関する指導、対応 農地及び集落施設周辺、山際の草刈り
令和6年度	アザラシ類・トド	刺網購入費助成 アザラシ類の生態調査、研究支援
	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ	誘引物の除去に関する指導、対応 農地及び集落施設周辺、山際の草刈り

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
羽幌警察署	住民の安全対策（市街地に鳥獣出没時の対応）
北海道留萌振興局	被害防止対策の指導等
北海道猟友会羽幌支部羽幌部会	有害鳥獣の捕獲
羽幌町	有害鳥獣の捕獲及び捕獲依頼、関係機関との連絡調整、被害防止対策

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカの捕獲個体は、可能な限り利活用する旨ハンターに要請し、町内の一般廃棄物処分場での処理量の減量化を図るとともに、残滓の処理は的確に行い、また搬出等困難な場合の捕獲現場での埋設等については適切に行われるよう指導する。

捕獲したアライグマは、炭酸ガスで殺処分し、町内の一般廃棄物処分場に搬入する。

捕獲したキツネは、炭酸ガスで殺処分し、町内の一般廃棄物処分場に搬入する。

アザラシ類の捕獲個体は、可能な限り学術調査用検体として提供する。

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	羽幌町鳥獣被害防止協議会
構成機関の名称	役割
羽幌町	鳥獣被害防止対策全体の総括 協議会に関する連絡・調整 猟友会との連絡調整 エゾシカ・ヒグマ・キツネの捕獲許可申請事務 住民への普及啓発
北海道猟友会羽幌支部羽幌部会	対象鳥獣捕獲実施の統括、会員との連絡調整 猟銃・箱わなによる捕獲作戦の立案、指揮
るもい農業協同組合	農業被害の把握 鳥獣被害対策の実行、猟友会との連絡調整
北るもい漁業協同組合	漁業被害の把握 アザラシ類・トド捕獲許可申請事務 鳥獣被害対策の実行、猟友会との連絡調整
留萌中部森林組合	林業被害の把握
留萌農業改良普及センター	被害防止対策への指導、助言
留萌北部森林管理署	出没被害情報の提供、被害生息調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
留萌北部森林管理署	国有林の入林承認
北海道留萌振興局農務課	鳥獣被害防止総合対策事業の指導
北海道留萌振興局環境生活課	鳥獣対策（捕獲許可関係）ヒグマ・アザラシ類
北海道留萌振興局水産課	鳥獣対策（捕獲許可関係窓口）トド
羽幌警察署	住民の安全対策（市街地に鳥獣出没時の対応）
NPO北の海の動物センター	焼尻島アザラシ類の生態調査、研究

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年12月、羽幌町は羽幌町職員と猟友会会員等で構成する羽幌町鳥獣被害防止対策実施隊を設置した。

[構成員] 25名 (令和3年3月現在)

[被害防止施策] エゾシカ一斉捕獲事業、誘導捕獲柵わな (囲いわな) 捕獲事業

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化を図ることを目的に、新規狩猟免許取得者 (実施隊委嘱見込みの者) 及び経験の浅い実施隊員に対し、猟銃及びわなによるエゾシカ等の捕獲方法、地域の猟場などを伝承するOJT研修を実施する。